

## あいち食の安全・安心推進アクションプラン（原案） 新旧対照表

| ページ  | 新（平成28年度版 原案）  | 旧（平成24年度版）   | 備考           |                  |     |     |                  |     |     |                  |     |      |                  |     |      |                  |  |     |     |                  |     |     |                  |     |     |                  |     |      |                  |     |      |                  |      |
|------|--|--|--------------|------------------|-----|-----|------------------|-----|-----|------------------|-----|------|------------------|-----|------|------------------|--|-----|-----|------------------|-----|-----|------------------|-----|-----|------------------|-----|------|------------------|-----|------|------------------|------|
| 表紙下部 | 平成 <u>28</u> 年 <u>  </u> 月   | 平成 <u>24</u> 年 <u>6</u> 月  |              |                  |     |     |                  |     |     |                  |     |      |                  |     |      |                  |  |     |     |                  |     |     |                  |     |     |                  |     |      |                  |     |      |                  |      |
| p. 1 | アクション2 <u>安全な畜産物の生産と家畜疾病の監視</u><br>アクション8 <u>食品流通における食の安全・安心の確保</u><br>アクション9 <u>HACCPに基づいた食品営業者の自主管理の推進</u><br><br>アクション16 食品表示の調査・監視   | アクション2 <u>安全な鶏卵等の生産と家畜疾病の監視</u><br>アクション8 <u>農畜産物のトレーサビリティシステムの推進</u><br>アクション9 <u>愛知県版 HACCP 認定制度を始めとする食品営業者の自主管理の推進</u><br><br>アクション16 <u>JAS 法を始めとする食品表示の調査・監視</u>  |              |                  |     |     |                  |     |     |                  |     |      |                  |     |      |                  |  |     |     |                  |     |     |                  |     |     |                  |     |      |                  |     |      |                  |      |
| p. 2 | <p>愛知県は、<u>745万</u>（平成27年8月現在）の人口を擁する食品の大消費地です。</p> <p>また、飲食店営業や菓子製造業を始めとする平成<u>26</u>年度末の食品営業許可施設数は全国第3位の<u>139,429</u>件であり、また平成<u>25</u>年の食料品製造業製造品出荷額等も全国第2位と食料品の製造が非常に盛んな地域です。</p> <p>加えて、平成<u>26</u>年の農業産出額は全国第<u>7</u>位と全国有数の農林水産物の生産地でもあります。</p>  | <p>愛知県は、<u>742</u>万の人口を擁する食品の大消費地です。</p> <p>また、飲食店営業や菓子製造業を始めとする平成<u>22</u>年度末の食品営業許可施設数は全国第3位の<u>143,625</u>件であり、また平成<u>22</u>年の食料品製造業製造品出荷額等も全国第2位と食料品の製造が非常に盛んな地域です。</p> <p>加えて、平成<u>22</u>年の農業産出額は全国第<u>6</u>位と全国有数の農林水産物の生産地でもあります。</p> | 時点修正<br>時期追記 |                  |     |     |                  |     |     |                  |     |      |                  |     |      |                  |  |     |     |                  |     |     |                  |     |     |                  |     |      |                  |     |      |                  |      |
|      | <b>都道府県別 許可を要する食品営業施設数</b> <table border="1"> <tr><td>第1位</td><td>東京都</td><td><u>298,892</u>件</td></tr> <tr><td>第2位</td><td>大阪府</td><td><u>188,772</u>件</td></tr> <tr><td>第3位</td><td>愛知県</td><td><u>139,429</u>件</td></tr> <tr><td>第4位</td><td>神奈川県</td><td><u>125,266</u>件</td></tr> <tr><td>第5位</td><td>北海道</td><td><u>108,291</u>件</td></tr> </table> <p>（平成<u>26</u>年度末現在 厚生労働省衛生行政報告例）</p> | 第1位  | 東京都          | <u>298,892</u> 件 | 第2位 | 大阪府 | <u>188,772</u> 件 | 第3位 | 愛知県 | <u>139,429</u> 件 | 第4位 | 神奈川県 | <u>125,266</u> 件 | 第5位 | 北海道  | <u>108,291</u> 件 | <b>都道府県別 許可を要する食品営業施設数</b> <table border="1"> <tr><td>第1位</td><td>東京都</td><td><u>301,021</u>件</td></tr> <tr><td>第2位</td><td>大阪府</td><td><u>183,534</u>件</td></tr> <tr><td>第3位</td><td>愛知県</td><td><u>143,625</u>件</td></tr> <tr><td>第4位</td><td>神奈川県</td><td><u>129,579</u>件</td></tr> <tr><td>第5位</td><td>北海道</td><td><u>107,341</u>件</td></tr> </table> <p>（平成<u>22</u>年度末現在 厚生労働省衛生行政報告例）</p> | 第1位 | 東京都 | <u>301,021</u> 件 | 第2位 | 大阪府 | <u>183,534</u> 件 | 第3位 | 愛知県 | <u>143,625</u> 件 | 第4位 | 神奈川県 | <u>129,579</u> 件 | 第5位 | 北海道  | <u>107,341</u> 件 | 時点修正 |
| 第1位  | 東京都  | <u>298,892</u> 件   |              |                  |     |     |                  |     |     |                  |     |      |                  |     |      |                  |  |     |     |                  |     |     |                  |     |     |                  |     |      |                  |     |      |                  |      |
| 第2位  | 大阪府  | <u>188,772</u> 件   |              |                  |     |     |                  |     |     |                  |     |      |                  |     |      |                  |  |     |     |                  |     |     |                  |     |     |                  |     |      |                  |     |      |                  |      |
| 第3位  | 愛知県  | <u>139,429</u> 件   |              |                  |     |     |                  |     |     |                  |     |      |                  |     |      |                  |  |     |     |                  |     |     |                  |     |     |                  |     |      |                  |     |      |                  |      |
| 第4位  | 神奈川県   | <u>125,266</u> 件   |              |                  |     |     |                  |     |     |                  |     |      |                  |     |      |                  |  |     |     |                  |     |     |                  |     |     |                  |     |      |                  |     |      |                  |      |
| 第5位  | 北海道  | <u>108,291</u> 件   |              |                  |     |     |                  |     |     |                  |     |      |                  |     |      |                  |  |     |     |                  |     |     |                  |     |     |                  |     |      |                  |     |      |                  |      |
| 第1位  | 東京都  | <u>301,021</u> 件   |              |                  |     |     |                  |     |     |                  |     |      |                  |     |      |                  |  |     |     |                  |     |     |                  |     |     |                  |     |      |                  |     |      |                  |      |
| 第2位  | 大阪府  | <u>183,534</u> 件   |              |                  |     |     |                  |     |     |                  |     |      |                  |     |      |                  |  |     |     |                  |     |     |                  |     |     |                  |     |      |                  |     |      |                  |      |
| 第3位  | 愛知県  | <u>143,625</u> 件   |              |                  |     |     |                  |     |     |                  |     |      |                  |     |      |                  |  |     |     |                  |     |     |                  |     |     |                  |     |      |                  |     |      |                  |      |
| 第4位  | 神奈川県   | <u>129,579</u> 件   |              |                  |     |     |                  |     |     |                  |     |      |                  |     |      |                  |  |     |     |                  |     |     |                  |     |     |                  |     |      |                  |     |      |                  |      |
| 第5位  | 北海道  | <u>107,341</u> 件   |              |                  |     |     |                  |     |     |                  |     |      |                  |     |      |                  |  |     |     |                  |     |     |                  |     |     |                  |     |      |                  |     |      |                  |      |
|      | <b>都道府県別 食料品製造業製造品出荷額等</b> <table border="1"> <tr><td>第1位</td><td>北海道</td><td><u>18,064</u>億円</td></tr> <tr><td>第2位</td><td>愛知県</td><td><u>14,985</u>億円</td></tr> <tr><td>第3位</td><td>埼玉県</td><td><u>14,137</u>億円</td></tr> <tr><td>第4位</td><td>兵庫県</td><td><u>13,937</u>億円</td></tr> <tr><td>第5位</td><td>神奈川県</td><td><u>12,666</u>億円</td></tr> </table> <p>（平成<u>25</u>年 経済産業省工業統計表速報）</p>     | 第1位  | 北海道          | <u>18,064</u> 億円 | 第2位 | 愛知県 | <u>14,985</u> 億円 | 第3位 | 埼玉県 | <u>14,137</u> 億円 | 第4位 | 兵庫県  | <u>13,937</u> 億円 | 第5位 | 神奈川県 | <u>12,666</u> 億円 | <b>都道府県別 食料品製造業製造品出荷額等</b> <table border="1"> <tr><td>第1位</td><td>北海道</td><td><u>17,790</u>億円</td></tr> <tr><td>第2位</td><td>愛知県</td><td><u>15,147</u>億円</td></tr> <tr><td>第3位</td><td>埼玉県</td><td><u>14,171</u>億円</td></tr> <tr><td>第4位</td><td>兵庫県</td><td><u>12,725</u>億円</td></tr> <tr><td>第5位</td><td>神奈川県</td><td><u>12,245</u>億円</td></tr> </table> <p>（平成<u>22</u>年 経済産業省工業統計表速報）</p>     | 第1位 | 北海道 | <u>17,790</u> 億円 | 第2位 | 愛知県 | <u>15,147</u> 億円 | 第3位 | 埼玉県 | <u>14,171</u> 億円 | 第4位 | 兵庫県  | <u>12,725</u> 億円 | 第5位 | 神奈川県 | <u>12,245</u> 億円 | 時点修正 |
| 第1位  | 北海道  | <u>18,064</u> 億円   |              |                  |     |     |                  |     |     |                  |     |      |                  |     |      |                  |  |     |     |                  |     |     |                  |     |     |                  |     |      |                  |     |      |                  |      |
| 第2位  | 愛知県  | <u>14,985</u> 億円   |              |                  |     |     |                  |     |     |                  |     |      |                  |     |      |                  |  |     |     |                  |     |     |                  |     |     |                  |     |      |                  |     |      |                  |      |
| 第3位  | 埼玉県  | <u>14,137</u> 億円   |              |                  |     |     |                  |     |     |                  |     |      |                  |     |      |                  |  |     |     |                  |     |     |                  |     |     |                  |     |      |                  |     |      |                  |      |
| 第4位  | 兵庫県  | <u>13,937</u> 億円   |              |                  |     |     |                  |     |     |                  |     |      |                  |     |      |                  |  |     |     |                  |     |     |                  |     |     |                  |     |      |                  |     |      |                  |      |
| 第5位  | 神奈川県   | <u>12,666</u> 億円   |              |                  |     |     |                  |     |     |                  |     |      |                  |     |      |                  |  |     |     |                  |     |     |                  |     |     |                  |     |      |                  |     |      |                  |      |
| 第1位  | 北海道  | <u>17,790</u> 億円   |              |                  |     |     |                  |     |     |                  |     |      |                  |     |      |                  |  |     |     |                  |     |     |                  |     |     |                  |     |      |                  |     |      |                  |      |
| 第2位  | 愛知県  | <u>15,147</u> 億円   |              |                  |     |     |                  |     |     |                  |     |      |                  |     |      |                  |  |     |     |                  |     |     |                  |     |     |                  |     |      |                  |     |      |                  |      |
| 第3位  | 埼玉県  | <u>14,171</u> 億円   |              |                  |     |     |                  |     |     |                  |     |      |                  |     |      |                  |  |     |     |                  |     |     |                  |     |     |                  |     |      |                  |     |      |                  |      |
| 第4位  | 兵庫県  | <u>12,725</u> 億円   |              |                  |     |     |                  |     |     |                  |     |      |                  |     |      |                  |  |     |     |                  |     |     |                  |     |     |                  |     |      |                  |     |      |                  |      |
| 第5位  | 神奈川県   | <u>12,245</u> 億円   |              |                  |     |     |                  |     |     |                  |     |      |                  |     |      |                  |  |     |     |                  |     |     |                  |     |     |                  |     |      |                  |     |      |                  |      |

|                    | <p>都道府県別 農業産出額</p> <table border="1"> <tr><td>第1位</td><td>北海道</td><td>10,110 億円</td></tr> <tr><td>第2位</td><td>茨城県</td><td>4,292 億円</td></tr> <tr><td>第3位</td><td>鹿児島県</td><td>4,263 億円</td></tr> <tr><td>第4位</td><td>千葉県</td><td>4,151 億円</td></tr> <tr><td>第5位</td><td>宮崎県</td><td>3,326 億円</td></tr> <tr><td>第6位</td><td>熊本県</td><td>3,283 億円</td></tr> <tr><td>第7位</td><td>愛知県</td><td>3,010 億円</td></tr> </table> <p>(平成 26 年 生産農業所得統計)</p>   | 第1位  | 北海道                 | 10,110 億円 | 第2位               | 茨城県   | 4,292 億円   | 第3位   | 鹿児島県  | 4,263 億円            | 第4位  | 千葉県               | 4,151 億円   | 第5位                              | 宮崎県 | 3,326 億円 | 第6位 | 熊本県 | 3,283 億円 | 第7位 | 愛知県 | 3,010 億円 | <p>都道府県別 農業産出額</p> <table border="1"> <tr><td>第1位</td><td>北海道</td><td>9,946 億円</td></tr> <tr><td>第2位</td><td>茨城県</td><td>4,306 億円</td></tr> <tr><td>第3位</td><td>千葉県</td><td>4,048 億円</td></tr> <tr><td>第4位</td><td>鹿児島県</td><td>4,011 億円</td></tr> <tr><td>第5位</td><td>熊本県</td><td>3,071 億円</td></tr> <tr><td>第6位</td><td>愛知県</td><td>2,962 億円</td></tr> </table> <p>(平成 22 年 生産農業所得統計)</p> | 第1位 | 北海道 | 9,946 億円 | 第2位 | 茨城県 | 4,306 億円 | 第3位 | 千葉県 | 4,048 億円 | 第4位 | 鹿児島県 | 4,011 億円 | 第5位 | 熊本県 | 3,071 億円 | 第6位 | 愛知県 | 2,962 億円 | 時点修正 |
|--------------------|---|--|---------------------|-----------|-------------------|---|--|---|-------|---------------------|------|-------------------|--|----------------------------------|-----|----------|-----|-----|----------|-----|-----|----------|---|-----|-----|----------|-----|-----|----------|-----|-----|----------|-----|------|----------|-----|-----|----------|-----|-----|----------|------|
| 第1位                | 北海道   | 10,110 億円  |                     |           |                   |   |  |   |       |                     |      |                   |  |                                  |     |          |     |     |          |     |     |          |   |     |     |          |     |     |          |     |     |          |     |      |          |     |     |          |     |     |          |      |
| 第2位                | 茨城県   | 4,292 億円   |                     |           |                   |   |  |   |       |                     |      |                   |  |                                  |     |          |     |     |          |     |     |          |   |     |     |          |     |     |          |     |     |          |     |      |          |     |     |          |     |     |          |      |
| 第3位                | 鹿児島県  | 4,263 億円   |                     |           |                   |   |  |   |       |                     |      |                   |  |                                  |     |          |     |     |          |     |     |          |   |     |     |          |     |     |          |     |     |          |     |      |          |     |     |          |     |     |          |      |
| 第4位                | 千葉県   | 4,151 億円   |                     |           |                   |   |  |   |       |                     |      |                   |  |                                  |     |          |     |     |          |     |     |          |   |     |     |          |     |     |          |     |     |          |     |      |          |     |     |          |     |     |          |      |
| 第5位                | 宮崎県   | 3,326 億円   |                     |           |                   |   |  |   |       |                     |      |                   |  |                                  |     |          |     |     |          |     |     |          |   |     |     |          |     |     |          |     |     |          |     |      |          |     |     |          |     |     |          |      |
| 第6位                | 熊本県   | 3,283 億円   |                     |           |                   |   |  |   |       |                     |      |                   |  |                                  |     |          |     |     |          |     |     |          |   |     |     |          |     |     |          |     |     |          |     |      |          |     |     |          |     |     |          |      |
| 第7位                | 愛知県   | 3,010 億円   |                     |           |                   |   |  |   |       |                     |      |                   |  |                                  |     |          |     |     |          |     |     |          |   |     |     |          |     |     |          |     |     |          |     |      |          |     |     |          |     |     |          |      |
| 第1位                | 北海道   | 9,946 億円   |                     |           |                   |   |  |   |       |                     |      |                   |  |                                  |     |          |     |     |          |     |     |          |   |     |     |          |     |     |          |     |     |          |     |      |          |     |     |          |     |     |          |      |
| 第2位                | 茨城県   | 4,306 億円   |                     |           |                   |   |  |   |       |                     |      |                   |  |                                  |     |          |     |     |          |     |     |          |   |     |     |          |     |     |          |     |     |          |     |      |          |     |     |          |     |     |          |      |
| 第3位                | 千葉県   | 4,048 億円   |                     |           |                   |   |  |   |       |                     |      |                   |  |                                  |     |          |     |     |          |     |     |          |   |     |     |          |     |     |          |     |     |          |     |      |          |     |     |          |     |     |          |      |
| 第4位                | 鹿児島県  | 4,011 億円   |                     |           |                   |   |  |   |       |                     |      |                   |  |                                  |     |          |     |     |          |     |     |          |   |     |     |          |     |     |          |     |     |          |     |      |          |     |     |          |     |     |          |      |
| 第5位                | 熊本県   | 3,071 億円   |                     |           |                   |   |  |   |       |                     |      |                   |  |                                  |     |          |     |     |          |     |     |          |   |     |     |          |     |     |          |     |     |          |     |      |          |     |     |          |     |     |          |      |
| 第6位                | 愛知県   | 2,962 億円   |                     |           |                   |   |  |   |       |                     |      |                   |  |                                  |     |          |     |     |          |     |     |          |   |     |     |          |     |     |          |     |     |          |     |      |          |     |     |          |     |     |          |      |
| p. 2<br>下から<br>2行目 | 平成 15 年 9 月に策定（平成 18 年 6 月及び平成 24 年 6 月改訂）し、これに沿って取組を進めてきました。   | 平成 15 年 9 月に策定（平成 18 年 6 月改訂）し、これに沿って取組を進めてきました。   |                     |           |                   |   |  |   |       |                     |      |                   |  |                                  |     |          |     |     |          |     |     |          |   |     |     |          |     |     |          |     |     |          |     |      |          |     |     |          |     |     |          |      |
| p. 3               | <p>前回のアクションプランの改訂からおよそ 3 年が経過し、その間、県の組織の見直しがありました。また、<u>食品への意図的な農薬混入事例や非許可食品*</u>による食中毒事例をはじめ、新たな食品の安全に関する不安要因も出現しました。</p> <p>このため、前回の改訂（平成 24 年 6 月）以降、これまでの取組状況の検証により見出された課題を踏まえるとともに、食品の生産者や製造業者・流通業者、消費者などで構成する愛知県食の安全・安心推進協議会や、県民の皆様からのご意見やご提言を反映させた内容となるよう、アクションプランを改訂することとしました。</p>  | <p>前回のアクションプランの改訂からおよそ 6 年が経過し、その間、県の新たな施策の創設や組織の見直しがありました。また、<u>東日本大震災に伴う、東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響による食品の放射性物質汚染の問題</u>をはじめ、新たな食品の安全に関する不安要因も出現しました。</p> <p>このため、前回の改訂（平成 18 年 6 月）以降、これまでの取組状況の検証により見出された課題を踏まえるとともに、食品の生産者や製造業者・流通業者、消費者などで構成する愛知県食の安全・安心推進協議会や、県民の皆様からのご意見やご提言を反映させた内容となるよう、アクションプランを改訂することとしました。</p> |                     |           |                   |   |  |   |       |                     |      |                   |  |                                  |     |          |     |     |          |     |     |          |   |     |     |          |     |     |          |     |     |          |     |      |          |     |     |          |     |     |          |      |
|                    | <b>3</b> アクションプラン（平成 24 年 6 月改訂版）の平成 24 年度から平成 26 年度の検証   | <b>（1）</b> アクションプラン（平成 18 年 6 月改訂版）の平成 18 年度から平成 23 年度の検証  |                     |           |                   |   |  |   |       |                     |      |                   |  |                                  |     |          |     |     |          |     |     |          |   |     |     |          |     |     |          |     |     |          |     |      |          |     |     |          |     |     |          |      |
|                    | <p><b>視点 1</b> 生産者、加工者、流通・販売者における食の安全管理体制の推進</p> <p><b>（1）</b> 安全な農林水産物の生産の推進</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>アクション</th> <th>3 年間（H24-26）の主な取組状況</th> <th>主な課題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 環境と安全に配慮した農業の推進</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>農産物環境安全推進マニュアルを始めとする GAP 手法*の導入産地 <b>新規導入 50 産地</b>（H27 年 11 月時点）</li> <li>エコファーマー*の育成・支援 <b>エコファーマー会議 12 回</b></li> </ul> </td> <td>GAP については 10 年間の推進により、産地に普及定着した。引き続き、環境と安全に配慮した農業の推進を行っていく必要がある。</td> </tr> </tbody> </table> | アクション  | 3 年間（H24-26）の主な取組状況 | 主な課題      | 1 環境と安全に配慮した農業の推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>農産物環境安全推進マニュアルを始めとする GAP 手法*の導入産地 <b>新規導入 50 産地</b>（H27 年 11 月時点）</li> <li>エコファーマー*の育成・支援 <b>エコファーマー会議 12 回</b></li> </ul> | GAP については 10 年間の推進により、産地に普及定着した。引き続き、環境と安全に配慮した農業の推進を行っていく必要がある。 | <p><b>【視点 1】</b> 生産、加工、流通・販売段階における食の安全管理体制の推進</p> <p><b>I</b> 安全な農林水産物の生産の推進</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>アクション</th> <th>6 年間（H18-23）の主な取組状況</th> <th>主な課題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 環境と安全に配慮した農業の推進</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>愛知県農産物環境安全推進マニュアル*等の導入 <b>108 産地等</b></li> <li>エコファーマー*認定 <b>3,988 名</b></li> </ul> </td> <td>引き続き、環境と安全に配慮した農業の推進を行っていく必要がある。</td> </tr> </tbody> </table> | アクション | 6 年間（H18-23）の主な取組状況 | 主な課題 | 1 環境と安全に配慮した農業の推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>愛知県農産物環境安全推進マニュアル*等の導入 <b>108 産地等</b></li> <li>エコファーマー*認定 <b>3,988 名</b></li> </ul> | 引き続き、環境と安全に配慮した農業の推進を行っていく必要がある。 |     |          |     |     |          |     |     |          |   |     |     |          |     |     |          |     |     |          |     |      |          |     |     |          |     |     |          |      |
| アクション              | 3 年間（H24-26）の主な取組状況   | 主な課題   |                     |           |                   |   |  |   |       |                     |      |                   |  |                                  |     |          |     |     |          |     |     |          |   |     |     |          |     |     |          |     |     |          |     |      |          |     |     |          |     |     |          |      |
| 1 環境と安全に配慮した農業の推進  | <ul style="list-style-type: none"> <li>農産物環境安全推進マニュアルを始めとする GAP 手法*の導入産地 <b>新規導入 50 産地</b>（H27 年 11 月時点）</li> <li>エコファーマー*の育成・支援 <b>エコファーマー会議 12 回</b></li> </ul>   | GAP については 10 年間の推進により、産地に普及定着した。引き続き、環境と安全に配慮した農業の推進を行っていく必要がある。   |                     |           |                   |   |  |   |       |                     |      |                   |  |                                  |     |          |     |     |          |     |     |          |   |     |     |          |     |     |          |     |     |          |     |      |          |     |     |          |     |     |          |      |
| アクション              | 6 年間（H18-23）の主な取組状況   | 主な課題   |                     |           |                   |   |  |   |       |                     |      |                   |  |                                  |     |          |     |     |          |     |     |          |   |     |     |          |     |     |          |     |     |          |     |      |          |     |     |          |     |     |          |      |
| 1 環境と安全に配慮した農業の推進  | <ul style="list-style-type: none"> <li>愛知県農産物環境安全推進マニュアル*等の導入 <b>108 産地等</b></li> <li>エコファーマー*認定 <b>3,988 名</b></li> </ul>  | 引き続き、環境と安全に配慮した農業の推進を行っていく必要がある。   |                     |           |                   |   |  |   |       |                     |      |                   |  |                                  |     |          |     |     |          |     |     |          |   |     |     |          |     |     |          |     |     |          |     |      |          |     |     |          |     |     |          |      |

|      |  |   |
|------|--|---|
|      | <p>2 安全な鶏卵の生産と家畜疾病の監視</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>畜産農家の飼養衛生管理について立入検査の実施<br/>検査実績/検査計画=100%の達成</li> <li>養鶏農家などでの定期的な鳥インフルエンザ検査<br/>3,240 検体</li> </ul> <p>平成 20 及び 22 年度の鳥インフルエンザの経験を踏まえ、発生防止の取組を継続する必要がある。</p>           | <p>2 安全な鶏卵の生産と家畜疾病の監視</p> <p>サルモネラ検査 11,394 検体</p> <p>鳥インフルエンザ発生予察のための検査<br/>19,402 検体</p> <p>平成 20 及び 22 年度に鳥インフルエンザを経験し、復興に向けた地元を取組を支える上でも、発生防止の取組を継続する必要がある。</p>   |
|      | <p>3 安全なきのこの生産</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生産者団体が自主的に開催する研修会等において技術・情報の提供<br/>11 回延べ 257 名</li> <li>県内の生産者における、食品衛生法に基づく放射性物質に関する基準の超過事例<br/>0 件</li> </ul> <p>引き続き、安全なきのこの提供のため生産者に対し、技術指導・情報提供していく必要がある。</p>            | <p>3 安全なきのこの生産</p> <p>消費者に対し安全なきのこが提供できるように、生産者に対する技術指導・支援の実施</p> <p>引き続き、栽培・品質管理を徹底するよう生産者に対し情報提供していく必要がある。</p>  |
| p. 4 | <p>アクション 3 年間 (H24-26) の主な取組状況</p> <p>4 安全な貝類の出荷</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>貝毒*原因プランクトン調査 69 回</li> <li>貝毒検査 24 回 (144 地点)</li> <li>愛知県産貝類の貝毒を原因とする健康被害事例 0 件</li> </ul> <p>引き続き、安全な貝類の提供のため、検査体制の維持と漁業者の意識向上を図っていく。</p> | <p>アクション 6 年間 (H18-23) の主な取組状況</p> <p>4 安全な貝類の出荷</p> <p>貝毒*検査実施回数 46 回 (256 検体)</p> <p>引き続き、安全な貝類の提供のため、検査体制の維持と漁業者の意識向上を図っていく。</p>   |
|      | <p>5 農薬の適正な販売・使用による安全な農産物の生産</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農薬安全使用対策講習会の開催 25 回 1614 名</li> <li>農薬管理指導士*の養成 703 名</li> <li>本県産農産物における農薬の残留基準値超過事例 0 件</li> </ul> <p>法令遵守や適正管理の意識を保つための啓発活動は常に必要である。</p>                      | <p>5 農薬の適正な販売・使用による安全な農産物の生産</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農薬安全使用対策講習会の開催 26 回 3,023 名</li> <li>農薬危害防止のための講習会参加者数 190,489 名</li> <li>農薬管理指導士*の養成 792 名</li> </ul> <p>法令遵守や適正管理の意識を保つための啓発活動は常に必要である。</p> |

|  |  |   |  |   |   |
|--|--|---|--|---|---|
| 6 飼料添加物、動物用医薬品及び水産用医薬品の適正使用による安全な農水産物の生産 | <ul style="list-style-type: none"> <li>飼料製造工場立入検査 <b>27 施設</b></li> <li>畜産農家巡回指導等・抜取調査 <b>275 戸</b></li> <li>水産用医薬品の残留確認<br/>対象魚種：ウナギ、アユ、ニジマス <b>計 52 検体</b></li> <li>飼料、動物用医薬品及び水産用医薬品の不適正な使用を原因とする健康被害事例 <b>0 件</b></li> </ul> | 動物用医薬品や飼料等の適正な使用・保管を啓発指導することが必要である。水産用医薬品の使用基準の内容等は必要に応じて改正されることから、今後も指導を行う必要がある。 | 6 飼料添加物、動物用医薬品及び水産用医薬品の適正使用による安全な農水産物の生産 | <ul style="list-style-type: none"> <li>飼料製造工場立入検査 <b>85 施設</b></li> <li>飼料検査 <b>368 検体</b></li> <li>農家巡回指導等 <b>1,178 戸</b></li> <li>水産用医薬品の適正使用の巡回指導 <b>1,052 経営体</b></li> <li>水産用医薬品の残留確認 <b>114 検体</b></li> </ul> | 動物用医薬品や飼料等の適正な使用・保管を啓発指導することが必要である。水産用医薬品の使用基準の内容等は必要に応じて改正されることから、今後も指導を行う必要がある。 |
| 7 安全な農産物の生産を目指した技術研究                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>病害虫抵抗性品種の開発 2015 年までに <b>4 品種</b></li> </ul>  | 近年多発傾向にある病害虫や難防除病害虫について、防除技術を開発する必要がある。   | 7 安全な農産物の生産を目指した技術研究                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>病害虫に強いイネを 7 品種開発</li> <li>特産品のオオバ、フキについてそれぞれ 1 品種開発</li> </ul>   | 近年多発傾向にある病害虫や難防除病害虫について、防除技術を開発する必要がある。   |
| 8 農畜産物のトレーサビリティシステム※の推進                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>畜産物へのトレーサビリティ導入事例 <b>4 品</b></li> </ul>   | 牛については法による制度が定着し、他の畜種についてはモデルとなる取組が実施され、目的を達成した。                                  | VI トレーサビリティシステム※の導入推進 (p.5)              |   |   |
| (2) 食品加工施設などにおける自主管理の推進                  |  |   | II 食品加工施設などにおける自主管理の推進                   |   |   |
| 9 愛知県版 HACCP 認定制度※を始めとする食品営業者の自主管理の推進    | <ul style="list-style-type: none"> <li>「愛知県リスク管理優秀店認定制度」に基づく新規認定施設数 <b>243 施設</b></li> <li>「愛知県 HACCP 導入施設認定制度」に基づく新規認定施設数 <b>17 施設</b></li> </ul>   | 一部に自主管理の意識が低い営業者が存在することから、これらに対する啓発を行っていく必要がある。                                   | 8 愛知県版 HACCP※認定制度を始めとする食品営業者の自主管理の推進     | <ul style="list-style-type: none"> <li>愛知県 HACCP 導入施設 <b>54 施設</b></li> <li>リスク管理優秀店の認定 <b>1,416 施設</b></li> </ul>  | 一部に法令遵守や自主管理の意識が低い営業者が存在することから、これらに対する啓発を行っていく必要がある。                              |

グレー部分は便宜上、元の位置から移動したものの( )内は元のページ番号

|                               |  |   |   |  |   |  |
|-------------------------------|--|---|---|--|---|--|
|                               | <p>10 食の安全に関する検査・製造技術の研究及び指導</p>   | <p>・食の安心・安全に係る計測装置の試作品数及び商品化件数<br/>平成27年度末までに、10件</p>             | <p>食の安心・安全に関する研究成果について公設試験研究機関（食品工業技術センター）を中心に地域へ普及・技術移転させる必要がある。</p> | <p>9 食の安全に関する製造技術の研究及び指導</p>                                       | <p>食品への動物毛混入原因の解明と対策に資する、動物毛を識別する試薬キットの開発・製品化</p>                 | <p>必要な研究機器を計画的に導入し、関係者の要望に応えられる体制の整備を図る必要がある。</p>              |
| p. 5                          | <p>視点 2 食の安全のための効率的かつ効果的な監視・検査等の実施<br/>(1) 食品の監視・検査の確実な実施</p>  |   |   | <p>【視点2】食の安全に関する普及啓発・教育の充実 (p. 4)</p>                              |   |  |
| <p>11 安全な学校給食用物資の供給</p>       | <p>3年間（H24-26）の主な取組状況<br/>・食材の腸管出血性大腸菌O157検査/食器の重金属などの溶出検査/野菜・果物の残留農薬検査<br/>363検体<br/>・学校給食における食中毒の発生件数<br/>0件</p> | <p>主な課題等<br/>食材検査の項目及び件数について、必要性を検討した上で選定し、効率的な実施に努めていく必要がある。</p> | <p>10 安全な学校給食用物資の供給</p>   | <p>6年間（H18-23）の主な取組状況<br/>平成18年度～平成23年度の学校給食における食中毒発生件数<br/>0件</p> | <p>主な課題<br/>食材検査の項目及び件数について、必要性等を検討した上で選定し、効率的な実施に努めていく必要がある。</p> |  |
| <p>12 食品営業施設に対する監視指導</p>      | <p>・監視指導件数<br/>265,034件</p>  | <p>食中毒や不良食品の発生件数は必ずしも減少傾向にないことから、効果的な監視指導を行っていく必要がある。</p>         | <p>15 食品営業施設に対する監視指導</p>  | <p>監視指導件数<br/>578,056件</p>   | <p>食中毒や不良食品の発生件数は必ずしも減少傾向にないことから、効果的な監視指導を行っていく必要がある。</p>         |  |
| <p>13 医薬品成分を含む健康食品などの流通防止</p> | <p>・医薬品的効果効果を標ぼうする健康食品の監視指導<br/>45件<br/>・医薬品成分を含む健康食品の買い上げ検査<br/>36検体<br/>・医薬品成分を含む健康食品による健康被害<br/>0件</p>          | <p>健康被害事例が相次いでいることから、製品広告についての監視指導及び買い上げによる調査確認を継続する必要がある。</p>    | <p>V 食品の監視・検査の確実な実施</p>   | <p>16 医薬品成分を含む健康食品などの流通防止</p>                                      | <p>医薬品成分の含有が疑われる食品の買い上げ検査<br/>74検体</p>                            | <p>健康被害事例が相次いでいることから、製品広告についての監視指導及び買い上げによる調査確認を継続する必要がある。</p> |

**視点 3 県民の食の安心に向けた普及啓発・教育の充実**

**(1) 食の安心に向けた食育の推進**

| アクション                       | 3年間 (H24-26) の主な取組状況  | 主な課題等  |
|-----------------------------|---|--|
| 17 地産地消 <sup>*</sup> や食育の推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・食育推進ボランティア<sup>*</sup>から食育を学んだ人数 <b>25.5万人</b></li> <li>・いいともあいち推進店<sup>*</sup>の登録 <b>新規登録 179店</b> (H28年1月時点)</li> </ul> | 引き続き、地産地消を進め、食の安心と農林水産業に対する県民の理解促進につなげていく必要がある。  |
| 18 学校における食の指導の充実            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校食育推進者養成講座を開催し食育推進の核となる教員を養成 <b>1,284人</b></li> <li>・学校給食において地域の産物を活用する割合 <b>40.7%</b></li> </ul>                        | 食品表示などの食品の品質や安全性などの情報に関心を持ち、食品の品質の良否を見分け、食品に含まれる栄養素やその働きを考慮して適切な選択ができるよう子どもたちの食品を選択する能力の育成を引き続き図っていく必要がある。 |

**(2) 食に関するリスクコミュニケーション<sup>\*</sup>の推進**

| アクション                  | 3年間 (H24-26) の主な取組状況  | 主な課題等   |
|------------------------|---|---|
| 19 消費者に対する食の安全に関する知識普及 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生講習会 <b>102回</b></li> <li>・消費生活情報「あいち暮らしっく」への食の安全・安心情報の掲載 <b>8回</b></li> </ul> | 食を取り巻く状況の変化が早いことから、効果的な方法で食の安全に関する知識を普及していく必要がある。ホームページについては、情報内容、見やすさ等の工夫が必要である。 |

**【視点3】 食に対する消費者の信頼確保 (p.5)**

**Ⅲ 地産地消<sup>\*</sup>の推進 (p.4)**

| アクション            | 6年間 (H18-23) の主な取組状況   | 主な課題  |
|------------------|--|---|
| 11 地産地消の推進       | <ul style="list-style-type: none"> <li>いいともあいちネットワーク会員 <b>1,001会員</b></li> <li>いいともあいち推進店<sup>*</sup>の登録 <b>816店舗</b></li> <li>食育推進ボランティア<sup>*</sup>の育成・活動支援 <b>614名</b></li> </ul> | 引き続き、地産地消を進め、食の安心と農林水産業に対する県民の理解促進につなげていく必要がある。   |
| 12 学校における食の指導の充実 | <p>子どもたちが望ましい食習慣を身に付けるよう啓発をすることにより、朝食の必要性は理解されるようになった。</p> <p>また、地域と連携し、学校給食における地場産物の活用割合が増加した。</p>  | 食品表示など食品の品質や安全性などの情報に関心を持ち、食品の品質の良否を見分け、食品に含まれる栄養素やその働きを考慮して適切な選択ができるよう子どもたちの食品を選択する能力の育成を引き続き図っていく必要がある。 |

**Ⅳ リスクコミュニケーション<sup>\*</sup>の推進 (p.5)**

| アクション                  | 6年間 (H18-23) の主な取組状況  | 主な課題  |
|------------------------|---|---|
| 13 消費者に対する食の安全に関する知識普及 | <ul style="list-style-type: none"> <li>食の安全・安心情報サービス<sup>*</sup>アクセス数 <b>128,921件</b></li> <li>「あいち暮らしっく」への情報掲載 <b>39回</b></li> </ul> | 食を取り巻く状況の変化が早いことから、効果的な方法で食の安全に関する知識を普及していく必要がある。ホームページについては、情報内容、見やすさ等の工夫が必要である。 |

|                                  | <p><b>20 食の安全に関するリスクコミュニケーション※の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食の安全に関する総合相談窓口の設置<br/>相談件数 <b>224 件</b></li> <li>・食の安全・安心タウンミーティングの開催<br/><b>41 回</b></li> </ul> <p>リスクコミュニケーションの開催内容を工夫し、参加者の満足感が高いものにしていくことが必要である。</p>  | <p><b>14 食の安全に関するリスクコミュニケーションの推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>食の安全・安心地域フォーラム <b>63 回</b></li> <li>食の探索体験ツアー <b>8 回</b></li> </ul> <p>リスクコミュニケーションの開催内容を工夫し、参加者の満足感が高いものにしていくことが必要である。</p>  |         |         |                                  |                                   |                        |                                |                   |                           |
|----------------------------------|---|--|---------|---------|----------------------------------|-----------------------------------|------------------------|--------------------------------|-------------------|---------------------------|
| p. 6 表の下 1 行目                    | <b>4 アクションプランの見直し</b>   | <b>(2) アクションプランの「視点」の見直し</b>   |         |         |                                  |                                   |                        |                                |                   |                           |
| p. 6 2 行目以降                      | <p>アクション8「農畜産物のトレーサビリティシステム※の推進」については、関連する事業である「畜産物トレーサビリティの普及推進」（畜産課）及び「トレーサビリティシステムの効果的な運用の支援」（園芸農産課）が、目標達成により平成27年度末で終了することとなりました。</p> <p>また、平成28年1月には、廃棄物処理業者に処理を委託された食品が不正に流通し、食の安全・安心を脅かす事例が発生しました。</p> <p>これらの状況を踏まえて検討した結果、アクション8を「食品流通における食の安全・安心の確保」とすることとしました。</p> <p>アクション9「愛知県版 HACCP※認定制度を始めとする食品営業者の自主管理の推進」については、愛知県食品衛生条例を一部改正し、管理運営基準を従来型と HACCP 導入型から選択できることとなり、食品営業者が自主管理を推進する選択肢が拡大したことから、アクションの名称を「HACCP に基づく食品営業者の自主管理の推進」と改めました。</p> <p>アクション16「JAS 法※を始めとする食品表示の調査・監視」については、食品表示法※が平成27年4月1日に施行されたことから、「食品表示の調査・監視」と改めました。</p> | <p>○ 流通食品の異物混入や～を取組の視点3として掲げます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>従来の「視点」</th> <th>新しい「視点」</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視点1 生産、加工、流通・販売段階における食の安全管理体制の推進</td> <td>視点1 生産者、加工者、流通・販売者における食の安全管理体制の推進</td> </tr> <tr> <td>視点2 食の安全に関する普及啓発・教育の充実</td> <td>視点2 食の安全のための効率的かつ効果的な監視・検査等の実施</td> </tr> <tr> <td>視点3 食に対する消費者の信頼確保</td> <td>視点3 県民の食の安心に向けた普及啓発・教育の充実</td> </tr> </tbody> </table> | 従来の「視点」 | 新しい「視点」 | 視点1 生産、加工、流通・販売段階における食の安全管理体制の推進 | 視点1 生産者、加工者、流通・販売者における食の安全管理体制の推進 | 視点2 食の安全に関する普及啓発・教育の充実 | 視点2 食の安全のための効率的かつ効果的な監視・検査等の実施 | 視点3 食に対する消費者の信頼確保 | 視点3 県民の食の安心に向けた普及啓発・教育の充実 |
| 従来の「視点」                          | 新しい「視点」   |  |         |         |                                  |                                   |                        |                                |                   |                           |
| 視点1 生産、加工、流通・販売段階における食の安全管理体制の推進 | 視点1 生産者、加工者、流通・販売者における食の安全管理体制の推進   |  |         |         |                                  |                                   |                        |                                |                   |                           |
| 視点2 食の安全に関する普及啓発・教育の充実           | 視点2 食の安全のための効率的かつ効果的な監視・検査等の実施  |  |         |         |                                  |                                   |                        |                                |                   |                           |
| 視点3 食に対する消費者の信頼確保                | 視点3 県民の食の安心に向けた普及啓発・教育の充実   |  |         |         |                                  |                                   |                        |                                |                   |                           |
| p. 7                             | <b>5 見直し後のアクションプラン</b>  | <b>(3) アクションプランの新たな体系</b>  |         |         |                                  |                                   |                        |                                |                   |                           |
|                                  | <p>食の安全・安心を取り巻く状況の変化やこれまでの取組状況の検証から見出された今後の課題に基づいて、見直し後のアクション項目を以下のとおりとしました。</p>  | <p>新たな視点に基づき、これまでの取組状況の検証から見出された今後の課題に沿って、各アクションを再構築するとともに、施策の整理等を行いました。</p>   |         |         |                                  |                                   |                        |                                |                   |                           |

|       |  |  |          |
|-------|--|--|----------|
|       | <p>視点1</p> <p><u>(1) 安全な農林水産物の生産を推進します。</u><br/> アクション2 安全な畜産物の生産と家畜疾病の監視<br/> アクション8 食品流通における食の安全・安心の確保</p> <p><u>(2) 食品加工施設などにおける自主管理を推進します。</u><br/> アクション9 HACCP*に基づいた食品営業者の自主管理の推進</p> <p>視点2</p> <p><u>(1) 食品の監視・検査を確実に実施します。</u><br/> アクション16 食品表示の調査・監視</p> <p>視点3</p> <p><u>(1) 食の安心に向けた食育*を推進します。</u><br/> アクション17 地産地消*や食育の推進</p> <p><u>(2) 食に関するリスクコミュニケーション*を推進します。</u></p> | <p>視点1</p> <p><u>I 安全な農林水産物の生産を推進します。</u><br/> アクション2 安全な鶏卵等の生産と家畜疾病の監視<br/> アクション8 農畜産物のトレーサビリティシステムの推進</p> <p><u>II 食品加工施設などにおける自主管理を推進します。</u><br/> アクション9 愛知県版 HACCP 認定制度を始めとする食品営業者の自主管理の推進</p> <p>視点2</p> <p><u>III 食品の監視・検査を確実に実施します。</u><br/> アクション16 JAS法を始めとする食品表示の調査・監視</p> <p>視点3</p> <p><u>IV 食の安心に向けた食育*を推進します。</u><br/> アクション17 地産地消や食育の推進</p> <p><u>V 食に関するリスクコミュニケーションを推進します。</u></p> |          |
|       | <u>6</u> アクションプランに基づく行動計画について  | <u>3</u> アクションプランに基づく行動計画について  |          |
| p. 8  | <p>視点1</p> <p><u>(1) 安全な農林水産物の生産を推進します。</u><br/> <u>(2) 食品加工施設などにおける自主管理を推進します。</u></p>  | <p>視点1</p> <p><u>I 安全な農林水産物の生産を推進します。</u><br/> <u>II 食品加工施設などにおける自主管理を推進します。</u></p>   |          |
| p. 9  | <p>視点2</p> <p><u>(1) 食品の監視・検査を確実に実施します。</u></p> <p>視点3</p> <p><u>(1) 食の安心に向けた食育*を推進します。</u><br/> 生産者と消費者の交流を深めたり、地域で生産された農林水産物を地域で消費する地産地消*を展開する「いいともあいち運動*」を進めます。</p> <p><u>(2) 食の安全に関するリスクコミュニケーション*を推進します。</u><br/> ホームページ「食の安全・安心情報サービス*」や講習会を始めとして、あらゆる機会を通じ食の安全に関する情報を提供します。</p>   | <p>視点2</p> <p><u>III 食品の監視・検査を確実に実施します。</u></p> <p>視点3</p> <p><u>IV 食の安心に向けた食育を推進します。</u><br/> 生産者と消費者の交流を深めたり、地域で生産された農林水産物を地域で消費する地産地消を展開する「いいともあいち運動*」を進めます。</p> <p><u>V 食の安全に関するリスクコミュニケーションを推進します。</u><br/> ホームページ「食の安全・安心情報サービス」や講習会を始めとして、あらゆる機会を通じ食の安全に関する情報を提供します。</p>  |          |
| p. 10 | <p><u>エコファーマー*とは、環境にやさしい農業に取り組む5年間の計画を作成し、知事の認定を受けた農業者の愛称です。市町村、農業団体、消費者団体、流通関係団体などと連携を図りながら、エコファーマーを育成し、たい肥などによる土づくりを行い化学肥料や農薬の使用を低減し、環境と安全に配慮した農業を推進します。</u></p>   | <p><u>生産から出荷に至るまでの農業生産の各段階において、環境負荷を低減し、安全な農産物を生産するため、生産・出荷組織や法人等の大規模農家を主な対象に「愛知県農産物環境安全推進マニュアル*」を始めとしたGAP手法※の導入を進めるとともに、たい肥などによる土づくりを行い化学肥料や農薬の使用を低減するエコファーマー*を育成し、市町村、農業団体、消費者団体、流通関係団体などと連携を図りながら、環境と安全に配慮した農業を推進します。</u></p>   |          |
|       | <p><u>農産物の試食宣伝会</u><br/> <u>消費者に農産物の安全・安心をアピール</u></p>   | <p><u>GAP手法の導入で安全・安心をアピール</u></p>  | 左写真のコメント |
| p. 11 | 安全な畜産物の生産と家畜疾病の監視  | 安全な鶏卵等の生産と家畜疾病の監視  |          |



|       |  |   |            |
|-------|--|---|------------|
|       | ● 農場段階で発生する <u>48</u> か月齢以上の死亡牛について、B S E の検査を実施します。   | ● 農場段階で発生する <u>24</u> か月齢以上の死亡牛について、B S E の検査を実施します。  |            |
| p. 12 | ● 生産者に対し、放射性物質の <u>基準値</u> を超過していない生産用資材を適切に使用するよう指導します。   | ● 生産者に対し、放射性物質の <u>指標値</u> を超過していない生産用資材を適切に使用するよう指導します。  |            |
|       | <u>原木しいたけ【写真変更】</u><br><u>栽培・品質管理の技術指導【写真変更】</u><br><u>様々な種類のきのこ【写真のみ変更】</u>   | <u>菌床しいたけ【写真】</u><br><u>原木しいたけ【写真】</u><br><u>様々な種類のきのこ【写真】</u>  | 写真及びコメント変更 |
| p. 15 | ● 畜産農家に対して、 <u>飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律や医薬品医療機器等法*</u> に沿った適正な動物用医薬品・飼料等の使用・保管を指導します。  | ● 畜産農家に対して、 <u>飼料安全法や薬事法</u> に沿った適正な動物用医薬品・飼料等の使用・保管を指導します。   |            |
| p. 16 | 農業総合試験場において、 <u>安全で良質な農畜産物を生産する技術や品種</u> を開発します。   | 農業総合試験場において、 <u>病害虫抵抗性品種や耕種的防除法*</u> により、 <u>農薬の使用量を削減できる技術</u> を開発します。   |            |
| p. 17 | <u>食品流通における食の安全・安心の確保</u>  | <u>農畜産物のトレーサビリティシステムの推進</u>   |            |
|       | <p>農畜産物が、いつ、どこで、どのように生産・流通されたか消費者が把握できる仕組み=<u>トレーサビリティシステム*</u>は、<u>食の安全・安心を確保する上で重要なシステム</u>です。</p> <p>米については、米トレーサビリティ法<sup>※</sup>により、米の取引等の記録・保存が義務づけられたのみならず、事業者及び一般消費者への産地情報の伝達が義務づけられました。</p> <p>これらの義務違反には罰則も伴うため、県内の事業者がこのことを正しく認識し、法の正しい運用に努めていただくよう、法の啓発に努めていきます。</p> <p><u>また、廃棄した食品が適切に廃棄されず、不正に食品として流通することは、食の安全・安心の観点から、あってはならないことです。</u></p> <p><u>そのようなことが起こらないよう、食品事業者に対しては、廃棄を処理する際は、関係法令に基づき適切に行うよう指導を行っていきます。</u></p> | <p>農畜産物が、いつ、どこで、どのように生産・流通されたか消費者が把握できる仕組み=<u>トレーサビリティシステム*</u>を生産者及び生産者団体が円滑に導入できるよう支援していきます。</p> <p>米については、米トレーサビリティ法<sup>※</sup>により、米の取引等の記録・保存が義務づけられたのみならず、事業者及び一般消費者への産地情報の伝達が義務づけられました。</p> <p>これらの義務違反には罰則も伴うため、県内の事業者がこのことを正しく認識し、法の正しい運用に努めていただく<u>ために、本県としては法の啓発に努めていきます。</u></p> <p><u>牛肉については、システムの導入・運用が法律で規定されているため、適正に運用されるよう啓発していきます。</u></p> <p><u>その他の農畜産物については法律による義務はありませんが、食の安心の確保のためシステムの導入・運用や、普及啓発活動などを支援していきます。</u></p> |            |
|       | <p>● <u>米トレーサビリティ法の適用を受ける事業者に対し、パンフレットや資材を用いて啓発</u>します。</p> <p>● <u>廃棄処分された食品が不正に流通しないよう、食品事業者に対しては、廃棄を処理する際は、関係法令に基づき適切に行うよう指導を行って</u>いきます。</p>   | <p>● <u>米については、J A S 法*</u>に基づく食品表示遵守状況調査や食品表示 1 1 0 番<sup>※</sup>通報に伴う調査指導に併せて、法の適用を受ける事業者に対しパンフレットや資材を用いて啓発します。</p> <p>● <u>畜産物については、牛・豚・家きんでのトレーサビリティシステムを普及推進するため、生産者団体による効果的な導入・運用の取組を支援</u>します。</p> <p>● <u>農産物については、J A グループ愛知が開発導入している生産履歴管理システムを活用しており、その効果的な運用のため栽培管理記帳<sup>※</sup>の普及啓発活動を支援</u>していきます。</p>  |            |

|       |   |  |      |
|-------|---|--|------|
| p. 18 | HACCP <u>に基づいた食品営業者の自主管理の推進</u>   | <u>愛知県版 HACCP 認定制度を始めとする食品営業者の自主管理の推進</u>  |      |
|       | (3つ目の●として追記。以下繰り下げ)<br>● <u>愛知県食品衛生条例の改正により導入された、従来型基準と HACCP 導入型基準の選択制度について営業者に周知を行い、食品事業者が自主的に HACCP に基づいた管理に取り組むよう、食品事業者の指導を行っていきます。</u>                           |  |      |
|       | <u>HACCP 普及・啓発キャラクター【画像追加】</u>  |  | 画像追加 |
| p. 19 |   | ● <u>「知の拠点重点研究プロジェクト※」において、食品中の固形異物（虫、髪の毛等）、有害化学物質、微生物（食中毒原因菌）を高精度で迅速かつ安価に検出できる計測装置及び計測技術の開発に取り組みます。</u>   |      |
|       | 食の安全に関する検査・製造技術の指導  | 食の安全に関する検査・製造技術の <u>研究開発及び指導</u>   |      |
|       | あいち産業科学技術総合センターにおける技術講習会の開催、技術相談・指導や依頼試験を通じて、食品製造業者の技術の高度化、新分野への進出等を支援します。  | <u>「知の拠点」の中核をなすあいち産業科学技術総合センターで実施する「重点研究プロジェクト」において、食品検査技術に関する産学行政の共同研究開発に取り組みます。</u><br>また、 <u>同センターにおける技術講習会の開催、技術相談・指導や依頼試験を通じて、食品製造業者の技術の高度化、新分野への進出等を支援します。</u> |      |
| p. 21 | ● 生食用食肉（牛肉）の規格基準が設定されたことから、生食用食肉取扱施設について、監視を行います。 <u>また、牛肝臓及び豚肉（内臓を含む）が生食されることのないよう、監視を行います。</u><br>(最後の●として追記)<br>● <u>非許可食品製造施設の届出制度に基づき、施設を把握するとともに、監視指導を行います。</u> | ● 生食用食肉（牛肉）の規格基準が設定されたことから、生食用食肉取扱施設について、 <u>重点的に監視を行います。</u>  |      |
| p. 22 | いわゆる健康食品は、あくまでも「食品」であり、医薬品成分を含んでいたたり、医薬品的な効能効果を表示・広告することは、 <u>医薬品医療機器等法※</u> に違反します。  | いわゆる健康食品は、あくまでも「食品」であり、医薬品成分を含んでいたたり、医薬品的な効能効果を表示・広告することは、 <u>薬事法</u> に違反します。  |      |
| p. 24 |   | ● <u>高度な検査機器の導入を推進します。</u>   |      |
| p. 25 | 食品表示の調査・監視  | <u>JAS法を始めとする食品表示の調査・監視</u>  |      |
|       | 社会的要請の大きい食品表示の適正化を推進するため、 <u>食品表示法（旧 JAS法※部分）の遵守状況調査、食品表示 110 番や食の総合相談窓口の設置及び食品表示法表示監視を行います。</u><br>県内の生産、加工、流通・販売業者に対し、食品表示制度の普及啓発研修会を開催します。                         | 社会的要請の大きい食品表示の適正化を推進するため、 <u>JAS法に基づく食品表示の遵守状況調査、食品表示 110 番の設置及び JAS法表示監視を行うとともに、県内の生産、加工、流通・販売業者に対し、食品表示制度の普及啓発研修会を開催します。</u>                                       |      |

|       |  |   |      |
|-------|--|---|------|
|       | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 食品の販売店舗などへの<u>食品表示法（旧 J A S 法*部分）</u> 遵守状況調査を実施します。</li> <li>● 食品表示 1 1 0 番（電話：0 5 2 - 9 5 1 - 3 8 9 3）<u>や食の総合相談窓口（電話：0 5 2 - 9 5 1 - 4 1 4 9）</u>を設置し、食品表示に関する各種情報の提供を受け付けます。</li> <li>● 農林水産部職員<u>及び</u>食品衛生監視員による<u>食品表示法表示監視</u>を実施します。</li> <li>● 県内の生産、加工、流通・販売業者に対し、<u>食品表示法に基づく食品表示に関する普及啓発研修会の開催や、景品表示法*に関する資料提供</u>などを行います。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 食品の販売店舗などへの<u>J A S 法</u>遵守状況調査を実施します。</li> <li>● 食品表示 1 1 0 番（電話：0 5 2 - 9 5 1 - 3 8 9 3）を設置し、食品表示に関する各種情報の提供を受け付けます。</li> <li>● 農林水産部職員<u>に加え</u>食品衛生監視員による<u>J A S 法表示監視</u>を実施します。</li> <li>● 県内の生産、加工、流通・販売業者に対し、<u>J A S 法、食品衛生法、景品表示法*</u>に基づく食品表示に関する普及啓発研修会を開催します。</li> </ul> |      |
| p. 28 | <p>（2つ目の●として追記。以下繰り下げ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>「食の安全・安心推進情報サービス」Facebook を開設し、食の安全・安心に関する情報を定期的に発信</u>します。</li> </ul>  |   |      |
|       | <u>Facebook ページの記事【画像追加】</u>   |   | 画像追加 |
| p. 29 |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>県民の関心の高い食の話題について講習した後に、講師との意見交換を行うセミナーを開催</u>します。</li> </ul>  |      |
|       | <u>現地見学型リスクコミュニケーション（製造工程の見学）【写真変更】</u>  | <u>現地見学型リスクコミュニケーション【写真】</u>  | 写真追加 |
|       | <u>現地見学型リスクコミュニケーション（意見交換会）【写真変更】</u>  | <u>意見交換会【写真】</u>  | 写真追加 |
| p. 30 | <p><b>H A C C P</b></p> <p>HACCP（ハサップ：Hazard Analysis and Critical Control Point）とは<u>原材料の受入から最終製品の出荷までの各工程ごとに危害を分析し（HA）、特に重要な管理点（CCP）を連続的に管理することによって、安全な食品を作る衛生管理の手法</u>です。</p>   | <p><b>H A C C P</b></p> <p>HACCP（ハサップ：Hazard Analysis and Critical Control Point）とは<u>危害分析（HA）・重要管理点（CCP）と呼ばれる衛生管理の手法</u>です。従来の最終製品の抜き取り検査では、<u>100%の安全性を保証することはできないことから、NASA（アメリカ航空宇宙局）が宇宙食の安全性を保証するために考え出した方法で、製造における重要な工程を連続的に管理することによって、全ての製品の安全性を確保していく衛生管理手法</u>です。</p>   |      |

|              |   |  |                              |
|--------------|---|--|------------------------------|
|              | <p><b>JAS 法</b><br/> <u>JAS (Japanese Agricultural Standard) 法とは平成 27 年 4 月に食品表示法が施行されるまでは、「JAS 規格制度」及び「食品表示」に関して規定していた法律です。</u><br/> <u>平成 27 年 4 月に、JAS 法の食品表示に関する規定が食品表示法に移管されるとともに、JAS 法の名前が「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」から「農林物資の規格化等に関する法律」に変更されました。</u><br/> <u>このため、「旧 JAS 法」は、変更前の法律を示します。</u></p> | <p><b>J A S 法 (農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律)</b><br/> <u>適正かつ合理的な農林物資の規格を制定し、これを普及させることによって、農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化及び使用または消費の合理化を図るとともに、農林物資の品質に関する適正な表示を行わせることによって一般消費者の選択に資し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とし、昭和 25 年に制定されました。</u><br/> <u>通称「J A S 法」と呼ばれ、J A S 規格による格付検査に合格した飲食料品などに J A S マークを付けることを認める J A S 規格制度と、品質表示基準に従った表示を飲食料品の製造業者または販売業者に義務付ける品質表示基準制度の二つの制度があります。</u><br/> <b>愛知県農産物環境安全推進マニュアル</b><br/> <u>農業生産に伴う環境への負荷を最小限に抑え、食品としての農産物の安全性を確保するためには、栽培から出荷に至るまでの農業生産の各段階において取り組まなければならない対策や、注意しなければならない事柄があります。こうした対策や事柄をチェック事項として取りまとめたものが愛知県農産物環境安全推進マニュアルです。</u></p> | <p>(あ) から<br/>(の) の項目に移動</p> |
| <p>p. 31</p> | <p><b>愛知県 HACCP 導入施設認定制度</b><br/> <u>愛知県では、県内の食品製造業等の施設において HACCP システムを導入し、一定水準以上の衛生管理が認められた施設を「愛知県 HACCP 導入施設」として認定しています。</u>他県に先駆け、平成 15 年度にスタートし、大規模弁当調理施設などの大量調理施設、ホテル・旅館の調理施設及び食品製造施設を対象に実施しています。</p>  | <p><b>愛知県 HACCP 導入施設認定制度</b><br/> <u>国による HACCP の承認制度である総合衛生管理製造過程の承認対象外の施設についても HACCP による自主管理を推進するため、HACCP を導入した食品営業施設を知事が認定する制度です。</u>他県に先駆け、平成 15 年度にスタートし、大規模弁当調理施設などの大量調理施設、ホテル・旅館の調理施設及び食品製造施設を対象に実施しています。</p>   |                              |
|              | <p><b>いいともあいち運動</b><br/> <u>県内の消費者と生産者が相互理解や交流を深めたり、地産地消を進めることで、県民みんなで県の農林水産業を支えていこうという、本県独自の取組です。</u><br/> <u>「いいともあいち」には、</u><br/> <u>①県内の消費者と生産者が“いい友”関係になる。</u><br/> <u>②イート・モア・アイチ・プロダクツ=もっと愛知県産品を食べよう (利用しよう)</u><br/> <u>の意味が込められています。</u></p>   | <p><b>いいともあいち運動</b><br/> <u>この運動には 2 つの目的があります。</u><br/> <u>一つは都市と農山漁村との交流を強め、生産から加工・流通・消費に至る関係者が“いい友だち”関係となってお互いの理解を図ろうということです。</u><br/> <u>もう一つはこうした信頼関係の中で、地元愛知の農林水産物を食べよう・利用しようという取組〈Eat More Aichi Products (イート モア アイチ プロダクツ)〉を進めることです。</u></p>  |                              |
|              | <p><b>いいともあいち推進店</b><br/> <u>「いいともあいち」運動の趣旨に賛同し、県内で生産された農林水産物を積極的に販売する店舗や食材として利用する飲食店などを「いいともあいち推進店」として登録して、地域の農林水産物の消費・利用の促進を図ります。</u>平成 27 年度末現在で 957 店が登録されています。</p>   | <p><b>いいともあいち推進店</b><br/> <u>「いいともあいち運動」の趣旨に賛同し、県内で生産された農林水産物を積極的に①販売する店舗や②食材として利用する飲食店などを「いいともあいち推進店」として登録して、地域の農林水産物の消費・利用の促進を図ります。</u></p>  |                              |
|              | <p><b>医薬品医療機器等法 (医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)</b></p>   |  |                              |

|       |   |   |
|-------|---|---|
|       | <p><u>医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保並びにこれらの使用による保健衛生上の危害の発生及び拡大の防止のために必要な規制を行うとともに指定薬物の規制に関する措置を講ずることなどにより、保健衛生の向上を図ることを目的とする法律です。</u></p> <p><u>平成 26 年 11 月 25 日から、薬事法は医薬品医療機器等法に改められました。</u></p>  |   |
| p. 32 | <p><b>景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）</b></p> <p><u>景品表示法は、商品やサービスの品質、内容、価格等を著しく優良又は有利と偽って表示を行うことを規制するとともに、過大な景品類の提供を防ぐために景品類の最高額を制限することにより、消費者がより良い商品やサービスを自主的かつ合理的に選べる環境を守ります。</u></p>  | <p><b>景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）</b></p> <p><u>不当な表示や過大な景品提供を規制することにより、事業者間の公正な競争を確保し、消費者の利益を保護することを目的とする法律です。</u></p> <p><u>商品・サービスの品質や規格などについて、実際のものや他の事業者のものよりも、著しく優良であると消費者に誤認される表示を禁止したり、景品類の最高額などを制限したりしています。</u></p>                          |
|       |   | <p><b>耕種的防除法</b></p> <p><u>同じほ場で同じ作物を続けて栽培しないことや病害虫に強い品種を選んで栽培したり、栽培の時期を通常と変えるなど、栽培方法を工夫して病害虫や雑草が増殖しにくい環境にする栽培手法です。</u></p>   |
| p. 33 |   | <p><b>栽培管理記帳</b></p> <p><u>農作物の栽培において、生産者が使用した農薬の薬剤名・使用日・使用量、肥料の資材名・施用日・使用量などを記録することです。</u></p>   |
|       | <p><b>消費生活モニター</b></p> <p><u>本県消費者行政の推進に役立てるため、県内に居住する満 20 歳以上の方に依頼して、日常生活のなかでの危険な商品、不当な表示、悪質商法、生活必需品の需給・価格動向などの観察・情報提供、アンケートへの協力及び消費者行政に関する意見・要望の提出をしてもらう制度です。</u></p>   | <p><b>消費生活モニター</b></p> <p><u>危険な商品、不当な取引・表示などの観察・通報、消費生活に関する意見・要望の提出を県民の方に依頼する制度で、公募及び市町村からの推薦により、県内全市町村に 400 名を配置しています。</u></p> <p><u>平成 14 年度からは、食の安全・安心確保のために、食品表示や食品衛生に関する確認を依頼しており、こうしたモニターからの情報は、関係する行政機関や業界などへ情報提供するなどして活用しています。</u></p> |
|       | <p><b>食育推進ボランティア</b></p> <p><u>県民が自らの「食」について考え、情報を正しく理解して望ましい食生活を実践していくことができるように、県内各地域で「食育」の推進活動を自主的に行う県登録のボランティア制度の一つです。</u></p>   | <p><b>食育推進ボランティア</b></p> <p><u>農村生活改善関係、食生活改善関係、生活協同組合関係など広範な分野からリーダー的に活動している方を「食育推進ボランティア」として登録し、健全な食生活の普及や郷土の食文化の継承など地域に根ざした食育の推進を図ります。</u></p>   |
| p. 34 | <p><b>食品表示 110 番</b></p> <p><u>食品表示の適正化を図ることを目的に、広く県民から食品の表示に関する問合せや情報提供を受け付けるために平成 14 年 2 月に設置した専用電話「食品表示 110 番：052-951-3893」のことです。平成 22 年 4 月からは専用メールによる受付も開始しています。（<a href="mailto:hyoji110@pref.aichi.lg.jp">hyoji110@pref.aichi.lg.jp</a>）</u></p> | <p><b>食品表示 110 番</b></p> <p><u>食品表示に対する消費者の関心が高まっている中、食品の表示についてより一層の適正化を図る観点から、広く県民から食品表示に関する各種情報について提供を受けるため、平成 14 年 2 月から愛知県農林水産部農林総務課（平成 18 年 4 月 1 日から組織改編により食育推進課に変更）内に「食品表示 110 番：052-951-3893」を設置しています。</u></p>                          |

|       |  |   |  |
|-------|--|---|--|
| p. 35 | <p><b>食品表示法</b><br/> <u>食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品の表示に関する部分を統合した法律です。平成25年6月28日に公布され、平成27年4月1日に施行されました。</u></p>                  |   |  |
|       | <p><b>地産地消</b><br/> <u>地域で生産された食料(農林水産物)を地域で消費する取組です。消費者にとっては、新鮮な生産物を入手でき、また生産者は消費者ニーズに対応した生産が展開できるなどの効果があります。輸送距離が短いため、地球温暖化等の環境問題への貢献も期待されます。</u></p>                | <p><b>地産地消</b><br/> <u>地産地消とは、地域で生産された食料等農林水産物を地域で消費することです。</u><br/> <u>「その地域で育まれた旬の農林水産物を食べるのが健康によく、おいしい。」という考え方がその基本にあります。</u></p>  |  |
|       |  | <p><b>知の拠点重点研究プロジェクト</b><br/> <u>「知の拠点」は、産・学・官の共同研究開発及び企業の技術・製品開発支援のための拠点施設として、本県が万博跡地に整備を進めている研究機関で、平成24年2月にオープンしたあいち産業科学技術総合センターと、平成24年度中のオープンを目指して整備中の中部シンクロトン光利用施設(仮称)から成ります。</u><br/> <u>「知の拠点重点研究プロジェクト」とは、あいち産業科学技術総合センターで行われている産・学・官の共同研究開発で、ナノマイクロ加工技術、食品検査技術、早期診断技術の3つのテーマで研究開発が行われています。</u></p>  |  |
|       | <p><b>トレーサビリティシステム</b><br/> <u>食品の生産、加工、流通などの各段階で原材料の出所や食品の製造元、販売先などを記録・保管し、食品とその情報とをさかのぼって調査できるようにすることで、食中毒などの早期原因究明や問題食品の迅速な回収、適切な情報の提供などにより消費者の信頼を確保するものです。</u></p> | <p><b>トレーサビリティシステム</b><br/> <u>食品の生産、加工、流通などの各段階で原材料の出所や食品の製造元、販売先などを記録・保管し、食品とその情報とをさかのぼって調査できるようにすることで、食中毒などの早期原因究明や問題食品の迅速な回収、適切な情報の提供などにより消費者の信頼を確保するものです。</u><br/> <u>国産牛肉については、平成16年12月から牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に基づき流通・小売段階までのトレーサビリティシステムを導入することが義務化されました。</u><br/> <u>また、米については、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律に基づき、平成22年10月から取引等の記録の作成・保存について、平成23年7月から産地情報の伝達について義務付けされています。</u><br/> <u>なお、現在、国産牛肉及び米以外の食品全般については、生産者、流通業者などの自主的な導入の取組を基本としつつ、各食品の特性を踏まえたトレーサビリティシステムの導入の支援が行われています。</u></p> |  |

|                      |   |  |                             |                  |              |                  |              |                  |              |                   |              |   |                  |              |                   |              |                  |              |                    |              |                  |              |                    |              |                  |              |                   |              |  |
|----------------------|---|--|-----------------------------|------------------|--------------|------------------|--------------|------------------|--------------|-------------------|--------------|---|------------------|--------------|-------------------|--------------|------------------|--------------|--------------------|--------------|------------------|--------------|--------------------|--------------|------------------|--------------|-------------------|--------------|--|
| p. 36                | <p><b>農産物環境安全推進マニュアル</b><br/> 農業生産に伴う環境への負荷を最小限に抑え、食品としての農産物の安全性を確保するためには、栽培から出荷に至るまでの農業生産の各段階において取り組まなければならない対策や、注意しなければならない事柄があります。こうした対策や事柄をチェック事項として取りまとめたものが愛知県農産物環境安全推進マニュアルです。</p>   | <p><b>愛知県農産物環境安全推進マニュアル</b><br/> 農業生産に伴う環境への負荷を最小限に抑え、食品としての農産物の安全性を確保するためには、栽培から出荷に至るまでの農業生産の各段階において取り組まなければならない対策や、注意しなければならない事柄があります。こうした対策や事柄をチェック事項として取りまとめたものが愛知県農産物環境安全推進マニュアルです。</p> | <p>〈あ〉から<br/> 〈の〉の項目に移動</p> |                  |              |                  |              |                  |              |                   |              |   |                  |              |                   |              |                  |              |                    |              |                  |              |                    |              |                  |              |                   |              |  |
|                      | <p><b>&lt;は行&gt;</b><br/> <b>非許可食品</b><br/> <u>営業許可を要しない食品のことで、食品等の安全性を確保するため、愛知県食品衛生条例が改正され、平成27年7月1日から営業許可を要しない食品等の製造業に係る届出制度が始まりました。</u></p>   |  |                             |                  |              |                  |              |                  |              |                   |              |   |                  |              |                   |              |                  |              |                    |              |                  |              |                    |              |                  |              |                   |              |  |
|                      | <p><b>リスクコミュニケーション</b><br/> リスクコミュニケーションは、リスク分析の全過程において、リスク評価者、リスク管理者、消費者、事業者、研究者、その他の関係者の間で、情報および意見を相互に交換することで、<u>相互理解を深めることを目的としています。</u></p>   | <p><b>リスクコミュニケーション</b><br/> リスクコミュニケーションは、リスク分析の全過程において、リスク評価者、リスク管理者、消費者、事業者、研究者、その他の関係者の間で、情報および意見を相互に交換することを<u>言います。</u></p>  |                             |                  |              |                  |              |                  |              |                   |              |   |                  |              |                   |              |                  |              |                    |              |                  |              |                    |              |                  |              |                   |              |  |
| p. 37                | 健康福祉部 <b>保健医療局</b> 生活衛生課内   | 健康福祉部 <b>健康担当局</b> 生活衛生課内  |                             |                  |              |                  |              |                  |              |                   |              |   |                  |              |                   |              |                  |              |                    |              |                  |              |                    |              |                  |              |                   |              |  |
|                      | 瀬戸保健所 0561-82-2196<br>春日井保健所 0568-31-2188<br>清洲保健所 052-401-2100<br>半田保健所 0569-21-3341<br>豊川保健所 0533-86-3188   | 瀬戸保健所 0561-82-2198<br>春日井保健所 0568-31-2180<br>師勝保健所 0568-23-5811<br>半田保健所 0569-21-3344<br>豊川保健所 0533-86-3180  |                             |                  |              |                  |              |                  |              |                   |              |   |                  |              |                   |              |                  |              |                    |              |                  |              |                    |              |                  |              |                   |              |  |
|                      | 旧 J A S 法に関すること   | J A S 法に関すること  |                             |                  |              |                  |              |                  |              |                   |              |   |                  |              |                   |              |                  |              |                    |              |                  |              |                    |              |                  |              |                   |              |  |
|                      | 景品表示法（ <u>不当表示、過大な景品類の提供</u> など）に関すること  | 景品表示法（ <u>誇大広告、不当表示</u> など）に関すること <u>各県民生活プラザ</u>  |                             |                  |              |                  |              |                  |              |                   |              |   |                  |              |                   |              |                  |              |                    |              |                  |              |                    |              |                  |              |                   |              |  |
|                      | <table border="1"> <tr> <td><u>愛知県消費生活総合センター</u></td> <td>052-962-0999</td> </tr> <tr> <td><u>尾張消費生活相談室</u></td> <td>0586-71-0999</td> </tr> <tr> <td><u>海部消費生活相談室</u></td> <td>0567-24-9998</td> </tr> <tr> <td><u>知多消費生活相談室</u></td> <td>0569-23-3300</td> </tr> <tr> <td><u>西三河消費生活相談室</u></td> <td>0564-27-0999</td> </tr> </table> | <u>愛知県消費生活総合センター</u>   | 052-962-0999                | <u>尾張消費生活相談室</u> | 0586-71-0999 | <u>海部消費生活相談室</u> | 0567-24-9998 | <u>知多消費生活相談室</u> | 0569-23-3300 | <u>西三河消費生活相談室</u> | 0564-27-0999 | <table border="1"> <tr> <td><u>中央県民生活プラザ</u></td> <td>052-962-5100</td> <td><u>西三河県民生活プラザ</u></td> <td>0564-27-0800</td> </tr> <tr> <td><u>尾張県民生活プラザ</u></td> <td>0586-71-5900</td> <td><u>豊田加茂県民生活プラザ</u></td> <td>0565-34-6151</td> </tr> <tr> <td><u>海部県民生活プラザ</u></td> <td>0567-24-2500</td> <td><u>新城設楽県民生活プラザ</u></td> <td>0536-23-8700</td> </tr> <tr> <td><u>知多県民生活プラザ</u></td> <td>0569-23-3900</td> <td><u>東三河県民生活プラザ</u></td> <td>0532-52-7337</td> </tr> </table> | <u>中央県民生活プラザ</u> | 052-962-5100 | <u>西三河県民生活プラザ</u> | 0564-27-0800 | <u>尾張県民生活プラザ</u> | 0586-71-5900 | <u>豊田加茂県民生活プラザ</u> | 0565-34-6151 | <u>海部県民生活プラザ</u> | 0567-24-2500 | <u>新城設楽県民生活プラザ</u> | 0536-23-8700 | <u>知多県民生活プラザ</u> | 0569-23-3900 | <u>東三河県民生活プラザ</u> | 0532-52-7337 |  |
| <u>愛知県消費生活総合センター</u> | 052-962-0999  |  |                             |                  |              |                  |              |                  |              |                   |              |   |                  |              |                   |              |                  |              |                    |              |                  |              |                    |              |                  |              |                   |              |  |
| <u>尾張消費生活相談室</u>     | 0586-71-0999  |  |                             |                  |              |                  |              |                  |              |                   |              |   |                  |              |                   |              |                  |              |                    |              |                  |              |                    |              |                  |              |                   |              |  |
| <u>海部消費生活相談室</u>     | 0567-24-9998  |  |                             |                  |              |                  |              |                  |              |                   |              |   |                  |              |                   |              |                  |              |                    |              |                  |              |                    |              |                  |              |                   |              |  |
| <u>知多消費生活相談室</u>     | 0569-23-3300  |  |                             |                  |              |                  |              |                  |              |                   |              |   |                  |              |                   |              |                  |              |                    |              |                  |              |                    |              |                  |              |                   |              |  |
| <u>西三河消費生活相談室</u>    | 0564-27-0999  |  |                             |                  |              |                  |              |                  |              |                   |              |   |                  |              |                   |              |                  |              |                    |              |                  |              |                    |              |                  |              |                   |              |  |
| <u>中央県民生活プラザ</u>     | 052-962-5100  | <u>西三河県民生活プラザ</u>  | 0564-27-0800                |                  |              |                  |              |                  |              |                   |              |   |                  |              |                   |              |                  |              |                    |              |                  |              |                    |              |                  |              |                   |              |  |
| <u>尾張県民生活プラザ</u>     | 0586-71-5900  | <u>豊田加茂県民生活プラザ</u>   | 0565-34-6151                |                  |              |                  |              |                  |              |                   |              |   |                  |              |                   |              |                  |              |                    |              |                  |              |                    |              |                  |              |                   |              |  |
| <u>海部県民生活プラザ</u>     | 0567-24-2500  | <u>新城設楽県民生活プラザ</u>   | 0536-23-8700                |                  |              |                  |              |                  |              |                   |              |   |                  |              |                   |              |                  |              |                    |              |                  |              |                    |              |                  |              |                   |              |  |
| <u>知多県民生活プラザ</u>     | 0569-23-3900  | <u>東三河県民生活プラザ</u>  | 0532-52-7337                |                  |              |                  |              |                  |              |                   |              |   |                  |              |                   |              |                  |              |                    |              |                  |              |                    |              |                  |              |                   |              |  |

|       |   |  |  |
|-------|---|--|--|
| p. 38 | <p><u>消費者庁</u></p> <p><u>03-3507-8800</u></p>   | <p><u>食品表示110番</u><br/> (月曜日から金曜日 9:00~12:00、13:00~17:00<br/> (休祝日及び12/29~1/3を除く。))</p> <p><u>独立行政法人 農林水産消費安全<br/> 技術センター 名古屋センター内</u><br/> <u>050-3481-6025</u></p>                                     |  |
|       | <p>食の安全・安心情報サービス<br/> 健康福祉部保健医療局</p>  | <p>食の安全・安心情報サービス<br/> 健康福祉部健康担当局</p>   |  |
|       | <p>消費者庁 <u>食品表示企画</u></p>   | <p>消費者庁 <u>食品表示課</u></p>   |  |
|       | <p>厚生労働省 <u>食品安全情報</u><br/> <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoushokuuhin/index.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoushokuuhin/index.html</a></p> | <p>厚生労働省 <u>食品安全情報</u><br/> <a href="http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoushokuuhin/">http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoushokuuhin/</a></p>                      |  |
|       | <p><u>公益社団法人日本食品衛生協会</u></p>  | <p><u>社団法人日本食品衛生協会</u></p>   |  |
|       | <p>独立行政法人農林水産消費安全技術センター<br/> <a href="http://www.famic.go.jp/">http://www.famic.go.jp/</a><br/> (食の安全と消費者の信頼確保に関する情報等について、掲載されています。)</p>  | <p>独立行政法人農林水産消費安全技術センター <u>食の安全・安心情報交流ひろば</u><br/> <a href="http://www.famic.go.jp/hiroba/index.html">http://www.famic.go.jp/hiroba/index.html</a><br/> (食品に関するQ&amp;Aや相談事例、飼料・肥料の情報等について、掲載されています。)</p> |  |
|       | <p>(平成 28 年 2 月現在)</p>  | <p>(平成 24 年 6 月現在)</p>   |  |
| 裏中表紙  | <p>平成 年 月 改訂<br/> <u>保健医療局生活衛生課</u></p>   | <p><u>健康担当局生活衛生課</u></p>   |  |